

意外と知らない!? あなたが納めている市県民税って何だろう? そうだったのか市県民税!



市県民税。いつの間にか給与から引き落とされているけど…一体どんな税金なの?とよく知らないでいる方も多いのではないでしょうか。

住民税(市県民税)は、地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらう、という性格を持っている税金です。住民税は個人に課す個人住民税と、法人に課す法人住民税があります。

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」というものを合算して納めます。

また、前年の所得が一定の金額以下の人などは課税されない場合もあります。

税務課からのお知らせ

毎年2月から3月にかけて行っている申告相談の会場が、平成26年より変わります。

(アクティブセンターではなく総合保健福祉センターになります。)

- 1.アクティブセンター
- 2.大東支所
- 3.本城支所
- 4.都井支所
- 5.市木支所



- 1.総合保健福祉センター
- 2.大東支所
- 3.本城支所
- 4.都井支所
- 5.市木支所

串間市が実施する申告相談会場では解決できない相談もあります。
特に、次のような相談については、日南税務署に直接相談しましょう。

土地・建物などを売却した 住宅関連の減税を受けたい

株などの収入がある 青色申告をしたい

●問い合わせ先
税務課市税賦課係内線212・213

個人市民税の主な内容(平成26年度)

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---------|-----------|------------------------------|----------------------------|-----------|----------------------------------|----------|------|--------|----|--------|--------|
| 納税義務者 | 平成26年1月1日に住所がある人が住所地の市町村に納税義務を負います。その市町村に住所がなくても、事務所や事業所、家屋敷のある人は均等割のみ納税義務を負います。 | | | | | | | | | | | | |
| 税率 | <p>●均等割 均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。</p> <table border="1"> <tr> <td>市民税(市)</td><td>年額 3,500円</td> <td>●所得割の税率</td> </tr> <tr> <td>県民税(県)</td><td>年額 1,500円</td> <td>市民税 6%</td> </tr> <tr> <td>森林環境税(県)</td><td>500円</td> <td>県民税 4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>5,500円</td> <td>合計 10%</td> </tr> </table> | 市民税(市) | 年額 3,500円 | ●所得割の税率 | 県民税(県) | 年額 1,500円 | 市民税 6% | 森林環境税(県) | 500円 | 県民税 4% | 合計 | 5,500円 | 合計 10% |
| 市民税(市) | 年額 3,500円 | ●所得割の税率 | | | | | | | | | | | |
| 県民税(県) | 年額 1,500円 | 市民税 6% | | | | | | | | | | | |
| 森林環境税(県) | 500円 | 県民税 4% | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 5,500円 | 合計 10% | | | | | | | | | | | |
| 課税対象 | 平成26年度から平成35年度の10年間、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、市民税・県民税それぞれ500円が加算されています。 | | | | | | | | | | | | |
| 所得割の課税標準 | 平成25年1月から12月の間に得た収入 給与所得や事業所得など10種類の所得に分類されています。 | | | | | | | | | | | | |
| 所得割の税額計算 | <p>課税標準額…所得割の税率を乗じる対象となる金額 課税標準額=収入金額-必要経費-所得控除 (給与収入は給与所得控除) (年金収入は公的年金等控除)</p> <p>収入金額</p> <table border="1"> <tr> <td>所得金額</td> <td>必要経費</td> </tr> <tr> <td>↓ 給与所得や事業所得など10種類に分類されます。</td> <td>↓ 収入を得るために直接必要とされる経費のこと</td> </tr> <tr> <td>所得金額</td> <td>↓ 税率をかける元に具体的な生計の内容によって異なります。</td> </tr> <tr> <td>課税標準額</td> <td>所得控除</td> </tr> </table> <p>課税標準額(所得金額-所得控除)×税率-税額控除=税額</p> | 所得金額 | 必要経費 | ↓ 給与所得や事業所得など10種類に分類されます。 | ↓ 収入を得るために直接必要とされる経費のこと | 所得金額 | ↓ 税率をかける元に具体的な生計の内容によって異なります。 | 課税標準額 | 所得控除 | | | | |
| 所得金額 | 必要経費 | | | | | | | | | | | | |
| ↓ 給与所得や事業所得など10種類に分類されます。 | ↓ 収入を得るために直接必要とされる経費のこと | | | | | | | | | | | | |
| 所得金額 | ↓ 税率をかける元に具体的な生計の内容によって異なります。 | | | | | | | | | | | | |
| 課税標準額 | 所得控除 | | | | | | | | | | | | |
| 納期 | <p>●普通徴収 給与などから住民税を差し引くことができない方などを対象とした納税方法。納税義務者に税額通知書(納付書)が送付され、市役所や金融機関などの窓口で支払います。納期は6月、8月、10月、翌年1月の年4期。</p> <p>●特別徴収 給与所得者(サラリーマンなど)については、給与を支払う者が、その年の6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から天引きし、事業主が取りまとめて住民税を納付します。そのほか、年金から天引きして納付される制度もあります。</p> | | | | | | | | | | | | |

エルタックス
eLTAX



事業所のみなさんへ
法人市民税の電子申告ができるようになりました。

eLTAX(エルタックス)とは?

「エルタックス」と読み、「社団法人地方税電子化協議会」が運営する「地方税ポータルシステム」の呼称で、地方税の手続きを、インターネットを介して電子的に行うシステムです。

eLTAXのメリット

- 自宅やオフィスなどのパソコンからインターネットで簡単に「申告」できます。
- 複数の地方公共団体への申告が一括してできます(eLTAX参加団体に限ります)。
- eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトのデータを使って申告できます。
- eLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書の作成が簡単にできます。



電子申告の主な流れ

- ステップ1 利用届出を行います
- ↓
- ステップ2 手続き完了通知を受け取ります
※完了は通常1週間前後でメールにて通知します
- ↓
- ステップ3 eLTAX対応ソフトウェアを準備します
- ↓
- ステップ4 電子申告をします
※電子申告には、法人や代表者の電子証明書が必要となります
(税理士等が代理で行う場合は不要)



利用できる申告サービス

- 法人市民税 確定申告、予定申告など
- 個人住民税 給与支払報告書、異動届出書、特別徴収への切り替え申請書など
- 固定資産税 償却資産の申告

利用できる申請・届出サービス

- 法人市民税 法人設立、設置届出書、異動届出書
- 個人住民税 所在地・名称等変更届出書



問い合わせについて

電子申告についての詳しい手続きやパソコンの環境については、eLTAXのホームページをご覧いただくか「エルタックスヘルプデスク」までお問合せください。

eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク

電話/0570-08-1459 IP電話またはPHSをご利用の場合/045-759-3931
[受付時間]平日/午前8時半~午後9時 [eLTAXホームページ] <http://www.eltax.jp>